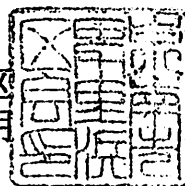


令和5年4月24日

泉南清掃事務組合
管理者 山本優真 様

泉南市男里浜区
区長 和田公明



温水プール解体に対する代替え策提示の要望書

令和3年10月18日に上記の要望書を竹中勇人管理者に提出しましたが、その後回答がされぬまま今日に至っています。つきましては、改めて要望書を提出いたします。令和3年提出の要望書、添付資料も参照していただいて回答をお願いします。

1, 温水プール建設の経緯

- * 昭和43年、泉南清掃事務組合と男里浜区（当時男里浜区町内会）が「泉南清掃事務組合の設置するごみ焼却場に関する契約書」を締結する。
- * 昭和45年から51年、泉南清掃事務組合と男里浜区が契約書に基づき3通の覚え書き書を締結する。
- * 昭和51年、契約書、付属覚え書き書の不履行を理由に大阪地裁岸和田支部に仮処分を申請。7月2日付けで「泉南清掃事務組合は、ごみ焼却場の土地に、粗大ゴミ、塵芥およびその焼却灰を、腐食し、悪臭を放ち、あるいは風で飛散するような状態で放置してはならない。」という仮処分命令が出される。
- * 昭和52年、上記仮処分命令の不履行を理由に大阪地裁岸和田支部に損害賠償請求を提起した。
- * 昭和55年、和解による訴訟の終結。
- * 昭和56年、和解条件として、「温水プール建設、総合運動場建設、大里川下流域・水門付近の浚渫工事」を確認する。
- * 昭和63年、排熱利用による温水プールの設置。総合運動場建設はゲートボール場として設置。浚渫工事は一応行われる。
- * 令和元年6月28日付確認書（泉清総第53号）において、温水プールが「・・・当組合・管理者稲留照男と男里浜区との合意に基づき、排煙・粉塵・悪臭等の公害を被る男里浜区区民らの健康を維持・増進させることを目的として建設されたものであること。」を確認した。

2, 代替え策の提示に関して

温水プール等が設置された経緯は貴組合も熟知されています。温水プール建設の原因となった清掃工場自体は建て替えにより、今後も当地で操業が継続されます。温水プールは来年解体する予定にもかかわらず、解体に伴う代替え案は、いまだに提示されていません。

なお当区は、貴事務組合に対して令和3年5月20日付け書面にて代替え策の提示を要望しています。貴組合も令和2年8月7日付け書面（泉清事第24号）第2項②の末尾において「・・・新施設の建設工事に関わる計画として温水プールに関する検討も行い、貴区との共存共栄策については今後も十分協議させていただきます。」と回答されています。

つきましては、早急に代替え策の提示を要望いたします。